

令和2年4月10日

各市町等教育委員会事務局
指導事務主管課長 様

三重県教育委員会教育長

新型コロナウイルス感染防止への対応について（通知）

全国的に新型コロナウイルスへの感染が拡大しており、本県からの通勤などの人の移動が多い愛知県においても、感染者数の増加に加え、感染経路が判明しない件数も増加し、本県での感染リスクも、これまでになく高まっています。また、隣接する岐阜県では新たなクラスターが発生しているほか、滋賀県、和歌山県でも感染が拡大しており、大阪府においても先般、特別措置法に基づく緊急事態宣言がなされるなど、周辺における状況が急変しています。

県内においては、感染経路が不明なものはないものの、特に最近では県外からの移動者に係る感染が継続しています。さらに、これまでは感染が確認されていなかった県南部地域においても感染者が確認されるなど、地域が拡大しています。

このように、愛知県や大阪府等への通勤などの人の移動や県内の発生状況を総合的に考えると、三重県における感染リスクはこれまでとは異なる状況にあります。

県教育委員会では、学校における教育活動について、児童生徒の安全を第一に考えながら、学びの継続との両立を慎重に検討し、対応してきましたが、今回のこれまでとは異なる次元の感染リスクの高まりを受け、全ての県立学校について、令和2年4月15日（水）から令和2年5月6日（水）の期間、臨時休業することとしました。

については、県立学校における新型コロナウイルス感染防止への対応について、別添（写）のとおり通知していますので、これを参考にしてください、新型コロナウイルス感染防止及び子どもたちの命と健康を最優先に考え対応するという趣旨を踏まえ、市町の状況に応じてご対応いただきますようお願いいたします。

なお、各市町等教育委員会において臨時休業を行う場合には、別添（写）の、休業中の児童生徒の健康管理や連絡体制の確保、家庭学習や登校日の設定等の学習指導の工夫、心のケア等について十分ご留意いただくとともに、子どもたちの居場所確保のために必要な措置を含め、休業期間中に子どもたちが安心して過ごせるようにするための準備や周知を行えるよう、臨時休業開始日についても、市町の関係部局や関係機関と連携のうえ、地域の実情に応じ、ご判断いただくようお願いいたします。

記

1 送付文書

新型コロナウイルス感染防止への対応について（通知）（写）

事務担当 三重県教育委員会事務局
小中学校教育課小中学校教育班 村田 憲彦
TEL : 059-224-2963
保健体育課健康教育班 柚木 歩
TEL : 059-224-2969